

2017年度 国際会議開催経費算定基準

2016年7月14日

	対象費目	使 途 範 囲 等			備 考														
1	海外出張費 (注1)	●招へい外国人等旅費（航空運賃等）： 「研究費・補助金による招へい外国人旅費支給要領」HP 参照 ※ 滞在費・リムジン代等については、旅費交通費へ計上すること。																	
2	旅 交 通 費 (注1)	●国内招へい旅費： ① 旅費：実費精算 ② 宿泊費：実費精算 一泊上限 12,000 円 ③ 雑費：1日につき 3,200 円 開催日数および前日分 ●招へい外国人等旅費(滞在費等)： 滞在費・リムジン代等は旅費交通費で支出。 (「研究費・補助金による招へい外国人等旅費支給要領」HP 参照)			在京の場合は原則として支給しない。(会議開催日の旅費のみの場合は可)														
3	報酬・手数料	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="357 813 528 853">種 別</th> <th data-bbox="528 813 794 853">給与・報酬</th> <th data-bbox="794 813 1155 853">源泉徴収等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="357 853 528 1010">講演会講師 (注2)</td> <td data-bbox="528 853 794 1543" rowspan="5"> 「立教大学研究費・補助金謝金等基準一覧」 HP 参照 </td> <td data-bbox="794 853 1155 1010"> 国内居住者 10.21%、非居住者は 20.42% (租税条約適用国は前日までの届け出により減免) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="357 1010 528 1200">シンポジウム・研究集会等における司会者・コメンテーター・事例発表者の謝金 (注2)</td> <td data-bbox="794 1010 1155 1200"> 国内居住者源泉徴収対象外、非居住者は、原則 20.42% (シンポジウム・研究集会等における司会者・助言者・事例発表者の謝金は、講演料に該当せず源泉徴収を要しない) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="357 1200 528 1256">通訳</td> <td data-bbox="794 1200 1155 1256"> 源泉徴収対象 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="357 1256 528 1402">翻訳・校閲・テープ起こし・速記(業者)</td> <td data-bbox="794 1256 1155 1402"> 源泉徴収対象外、ただし、個人業者の場合は、源泉徴収 10.21% (100 万円を超える場合は 20.42%) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="357 1402 528 1543">翻訳・校閲 (本業でない者に依頼した場合)</td> <td data-bbox="794 1402 1155 1543"> 源泉徴収 10.21% (100 万円を超える場合は 20.42%) </td> </tr> </tbody> </table>	種 別	給与・報酬	源泉徴収等	講演会講師 (注2)	「立教大学研究費・補助金謝金等基準一覧」 HP 参照	国内居住者 10.21%、非居住者は 20.42% (租税条約適用国は前日までの届け出により減免)	シンポジウム・研究集会等における司会者・コメンテーター・事例発表者の謝金 (注2)	国内居住者源泉徴収対象外、非居住者は、原則 20.42% (シンポジウム・研究集会等における司会者・助言者・事例発表者の謝金は、講演料に該当せず源泉徴収を要しない)	通訳	源泉徴収対象	翻訳・校閲・テープ起こし・速記(業者)	源泉徴収対象外、ただし、個人業者の場合は、源泉徴収 10.21% (100 万円を超える場合は 20.42%)	翻訳・校閲 (本業でない者に依頼した場合)	源泉徴収 10.21% (100 万円を超える場合は 20.42%)			講師謝金は、原則として特別講演会講師のみを対象とする 翻訳料は、商業出版の場合には支出の対象外
種 別	給与・報酬	源泉徴収等																	
講演会講師 (注2)	「立教大学研究費・補助金謝金等基準一覧」 HP 参照	国内居住者 10.21%、非居住者は 20.42% (租税条約適用国は前日までの届け出により減免)																	
シンポジウム・研究集会等における司会者・コメンテーター・事例発表者の謝金 (注2)		国内居住者源泉徴収対象外、非居住者は、原則 20.42% (シンポジウム・研究集会等における司会者・助言者・事例発表者の謝金は、講演料に該当せず源泉徴収を要しない)																	
通訳		源泉徴収対象																	
翻訳・校閲・テープ起こし・速記(業者)		源泉徴収対象外、ただし、個人業者の場合は、源泉徴収 10.21% (100 万円を超える場合は 20.42%)																	
翻訳・校閲 (本業でない者に依頼した場合)		源泉徴収 10.21% (100 万円を超える場合は 20.42%)																	
4	郵便費	●郵送料、切手代、郵パック料、EMS (国際ビジネス便) 料金																	
5	印刷費	●プロシーディングス・報告書等の印刷費、コピー代																	
6	製本費	●プロシーディングス・報告書等の製本費																	
7	施設・設備等賃借料	●会場等の賃借料																	
8	その他の委託費	●看板作成料、資料等送付用宅配便使用料等																	
9	兼務職員人件費	●アルバイト代： 開催準備・開催期間中・開催後処理 ①時給 1,000 円 ②交通費実費 上限@1,000 円/日(本学学生は支給されない)			アルバイト申請は業務開始 2 週間前までに行う。														

10	会議会合費	<p>① 打合せ時の弁当代（会議運営に係わる者のみ対象） <u>昼食：学内者のみの場合は 800 円以内</u> <u>夕食：学内者のみの場合は 500 円以内</u> <u>学外者が含まれる場合は昼食・夕食とも 1,500 円以内</u></p> <p>※ <u>お茶代は上記金額に含まれる</u></p> <p>② 会議中のお茶代 （基準：@100 円×参加者数(注 3)× 2 回 / 1 日×開催日数）</p>	<p>コーヒードリンク、レセプション経費は支出できない</p>
11	消耗品費	文房具、印刷用紙、名札等	
12	雑費	●卓上花、写真現像料、登壇者用の水等	<p><u>お土産代、記念品代は支出できない</u></p>

(注 1) 「海外出張費」(招へい外国人旅費) および旅費交通費 (国内招へい旅費) は、原則として費目変更することができない。

(注 2) 学内参加者には、報酬の支払いはできません。

(注 3) 参加者とは、会議において、講演、パネリスト、コメンテーター等の活動を伴う者です。